

## 5-2 個別案内サイン

1. 個別案内サインは、ピクトサインを中心として設置する。
2. 表示すべき施設・設備は、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、バス停留所、市民トイレ等の高齢者、障がい者等の移動等円滑化に寄与する施設・設備とする。【解説1】
3. 設置箇所は、施設・設備の近傍とする。
4. 構造は、標識令別表第2に適合することを標準とする。また、補助標識を活用し、設備等の利用時間や傾斜路の勾配等、必要に応じて、案内情報の補完を行う。【解説2】

## 【解説1】

表示すべき施設・設備は「高齢者、障がい者等の移動等円滑化に寄与する」ものとし、標識令別表第2に示された施設・設備から選定している。

しかし、本来の目的が、「すべての人が利用しやすい」案内を充実させることを踏まえて、必要に応じて、JIS Z8210、標準案内用図記号に定めのあるもののほか、新たなサインを追加することを妨げない。

なお、「第2章2-7-1 歩道縦断勾配」の「2」で規定している案内標識は新たに追加したサインである。

## 【解説2】

エレベーター、エスカレーター、市民トイレは、高齢者、障がい者等の移動等円滑化に寄与する必要不可欠な施設・設備であり、十分な情報が事前に提供されていることが重要である。

このため、「5-1 案内標識」の「2」で、案内サインには、生活関連施設の案内及び経路とともに、目的地までの経路中にあるエレベーター等の位置を表示することを規定している。

しかし、施設内のエレベーター等を案内している場合には、当該施設の営業時間や休業日により利用できず、経路が分断されるため、非常に不便である。

これらのことから、利用可能時間帯等を補助標識により明示する規定を設けた。

本来であれば、案内地図サインにより、現地到着以前に情報を提供することが望ましいが、地図型サインで詳細情報を表示することは難しい場合が多いため、「5-1 案内標識」では解説3で言及するにとどめ、利用者の学習効果を期待して、本項において規定を設けた。

また、「第2章2-7-1 歩道縦断勾配」の「2」で車いす使用者の自走が困難な縦断勾配（5%以上の長い坂道、8%以上の坂道等）について、新たに設けたピクトサインとともに「勾配〇〇%」「助け合いましょう」の補助標識を設置する規定を設けている。

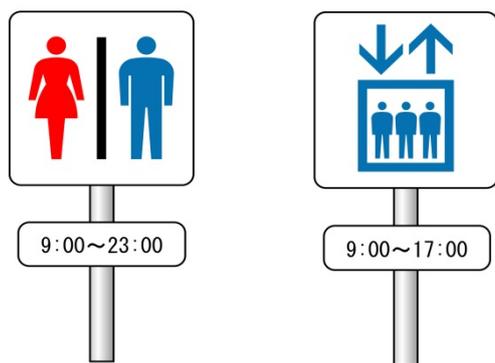
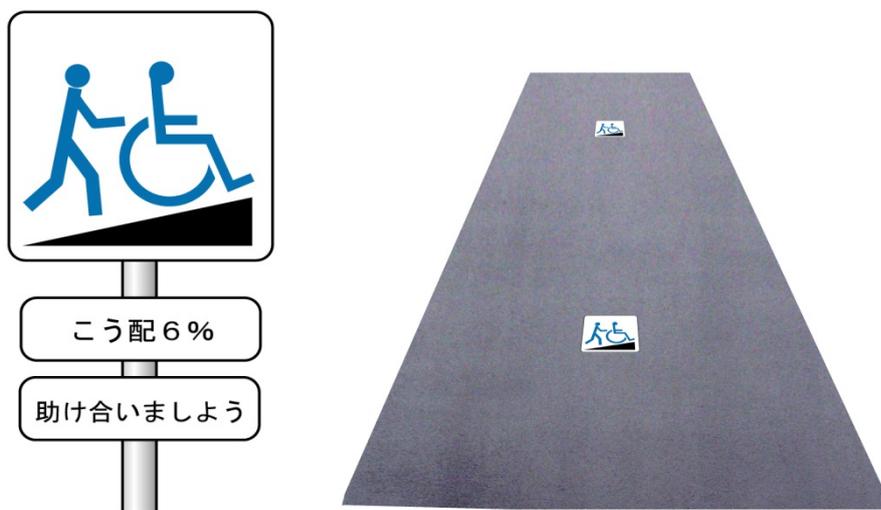


図5-2-1 (例) ピクトサイン詳細情報



《路側標識の例》

《路面標示の例》

図5-2-2 (例) 車いす介助必要